

築上町空き家・空き地バンク事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、築上町内の空き家及び空き地（以下「空き家等」という。）の有効活用を通して、都市住民との交流の拡大及び定住の促進による地域の活性化を図るために実施する空き家・空き地バンク事業について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に居住を目的として建築され、現に居住していない（近く空き家となる予定のものを含む。）建物及びその敷地で売買、又は賃貸可能であるものをいう。ただし、民間事業者による売買、賃貸等を目的とする建物及びその敷地を除く。
- (2) 空き地 町内に存し、居住を目的とした建物を建築することができ、現に使用されていない（近く更地となる予定のものを含む。）宅地で売買可能であるものをいう。ただし、民間事業者による売買等を目的とする土地を除く。
- (3) 空き家・空き地バンク 空き家等の所有者等が登録した情報を公開し、町内への定住等を目的とする利用希望者に対して情報を提供する制度をいう。
- (4) 所有者等 空き家等に係る所有権又はその他の権利により当該空き家等の売買、又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (5) 利用希望者 築上町空き家・空き地バンクに登録された空き家等の情報の利用を希望する者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家・空き地バンク事業以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

2 前条第4号及び第5号に定める者で、築上町暴力団排除条例（平成22年築上町条例第1号）第2条で定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められた者は、築上町空き家・空き地バンク事業を利用できないものとする。

3 町長は、所有者等又は利用希望者が前項に定める者であるかについて、警察に照会することができる。

(空き家等の登録申込み等)

第4条 空き家等に関する情報を空き家・空き地バンクに登録をしようとする所有者等は、空き家・空き地バンク物件登録申込書（様式第1号）及び空き家・空き地バンク物件登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）に、当該空き家等に係る所有権等を確認できる書類、その他町長が別に定める書類を添付して町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認のうえ、適切であると認めるときは、空き家・空き地バンク物件登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録し、その旨を空き家・空き地バンク物件登録完了通知書（様式第3号）により所有者等に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録がない空き家等であっても、当該物件を総合的に判断し、空き家・空き地バンクによる活用が適切と認めるときは、当該所有者等に対して同項による登録を勧めることができる。

（空き家等の登録事項の変更）

第5条 前条第2項の規定による登録を受けた所有者等は、当該登録事項に変更があったときは、空き家・空き地バンク物件登録変更届（様式第4号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

（空き家等の登録の抹消）

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録台帳の登録を抹消するとともに、その旨を空き家・空き地バンク物件登録抹消通知書（様式第6号）により当該物件登録者に通知するものとする。

- (1) 登録台帳の登録抹消の届出（届出書（様式第5号）の提出）があったとき。
- (2) 当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (3) 登録台帳に登録後、3年を経過した日の属する年度の3月31日までとする（登録の更新があったときを除く。）。
- (4) その他町長が適当でないと認めるとき。

（空き家・空き地情報）

第7条 町長は、必要に応じて、所有者等の登録された必要な情報の一部を公開するとともに、利用希望者に提供するものとする。

2 空き家・空き地バンク事業の運用に関する個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び築上町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年築上町条例第6号）に基づき適正に管理及び運用しなければならない。

(利用希望の申込み等)

第8条 空き家・空き地バンクへ利用希望者に関する登録をしようとするときは、利用希望者登録申込書（様式第7号）及び誓約書、その他町長が別に定める書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する者であると認めたときは、当該利用希望者に関する情報を空き家・空き地情報利用希望者台帳（以下「利用希望者台帳」という。）に、登録するものとする。

- (1) 購入又は賃貸する空き家に長期的に居住しようとする者
- (2) 購入する空き地に住宅を建築しようとする者
- (3) その他町長が適当と認めた者

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申込みを行った者に利用希望者登録完了通知書（様式第8号）を通知するものとする。

(利用希望者台帳の登録事項の変更)

第9条 前条第2項の規定による登録を受けた利用希望者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、利用希望者登録事項変更届出書（様式第9号）を遅滞なくその旨を町長に提出しなければならない。

(利用登録者の抹消)

第10条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者台帳の登録を抹消するとともに、利用希望者登録抹消通知書（様式第11号）を当該利用者に通知するものとする。

- (1) 利用希望者登録抹消の届出（利用希望者登録抹消届出書（様式第10号）の提出）があったとき。
- (2) 空き家等の利用の目的が第8条第2項各号の規定に該当しないこととなったとき。
- (3) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (4) 申込内容に虚偽があったとき。
- (5) 利用希望者台帳に登録後、3年を経過した日の属する年度の3月31日までとする（登録の更新があったときを除く。）。
- (6) その他町長が適当でないとして認めたとき。

(免責事項及び結果報告)

第11条 町長は、所有者等及び利用登録者が行う空き家等に関する交渉及び契約については、直接

これに関与しないものとする。ただし、所有者等又は利用登録者が、契約交渉等の媒介を希望する場合には、町長は、公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会に、媒介に係る協力を依頼することができる。

- 2 前項の交渉、契約に関する紛争及び損害等について、町は一切責任を負わないものとする。
- 3 物件登録者は、交渉等結果について、交渉結果報告書（様式第12号）により、町長に報告しなければならない。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年10月11日から施行する。
（築上町空き家バンク事業実施要綱の廃止）
- 2 築上町空き家バンク事業実施要綱（平成25年築上町告示第22号）は廃止する。